

令和6年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります)

県南会場

科目 ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

- ◆ 児童福祉法の改正によりこども基本法が近年制定されたことを学び、共働きや核家族などの状況に合わせてこうした法律が制定されたり、改正されたりすることは、これからの子どもの健全な育成を守るために大切なことだと感じた。また、示されている子どもの人格の尊重や差別をしない等は日頃心に留めて守っていききたいと改めて感じた。運営管理については、知らずにいることもたくさんあったので、自分が勤める上で理解しておくことが必要だと感じた。
- ◆ 全ての子どもは大切にされ、基本的な人権に十分配慮されるとともに、一人ひとりの人格が尊重されること、子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ、参加することが保障されていることが分かりました。放課後児童クラブでもクラブ内の決まりや約束を支援員だけで一方的に押しつけるのではなく、子どもたちと一緒に考え、決めて、実行できるように協力していききたいと思いました。
- ◆ 運営管理として管理規則、運営指針など運営に関する基準や放課後児童クラブの条例など様々ありますが、少し難しくわからなかったり考えたりする場面がありました。まだまだ知ること、勉強することが多く、今日の研修で学んだことを踏まえ、放課後児童クラブの子どもが安心して安全に生活出来るように、心がけ寄り添っていききたいと思います。また、管理運営の方法、苦情への対応のあり方、人権の尊重と法令遵守のあり方について、理解していききたいと思いました。
- ◆ 今回の研修では、設備運営指針や就業規則などについて確認することができました。「こどもの権利条約」の4つの柱を常に意識しながら、子どもたちが安心安全に生活出来るように心がけていききたいと思います。他の支援員の方と情報交換をする時間もあり、子どもや保護者との関わり方など参考になることをたくさん聞くことができました。今日学んだことをこれからの仕事に活かしていききたいと思います。
- ◆ 今まで自分が勤務しているクラブの市町村条例を調べてみたことがなかったので、しっかり調べておくことが大切だと分かった。そして、どのような体制のもと運営されているか、また、就業規則などについて知っておくべき事を、人ごとのように思わず、当事者として調べ、学ぶ姿勢をとり続けたいと思った。また、子どもが放課後児童クラブ内で主体性を持って活動できるように、子どもの意見を取り入れたり、共に考えたりできるように取り組んでいきたい。